

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1327号)

平成27年12月25日

横情審答申第1327号

平成27年12月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成26年11月25日中こ第2308号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「女性福祉相談票 相談年月分 相談番号」の個人情報一部開示決定に対する  
異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「女性福祉相談票 相談年月分 相談番号」の個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「女性福祉相談票 相談年月分 相談番号」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年9月22日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち異議申立人（以下「申立人」という。）本人の相談内容、相談経過及び女性福祉相談員の印影については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第22条第2号の該当性について

区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「こども家庭支援課」という。）が行う女性福祉に関する相談（以下「女性福祉相談」という。）に係る相談内容の多くは、夫やパートナーなどからの暴力に関する相談である。申立人本人の相談内容及び相談経過は、開示すると本人のみならず本人の家族がその内容を知る可能性は否定できず、相談の性質上、申立人本人の生命、健康、生活を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第22条第3号の該当性について

女性福祉相談員の印影は、申立人以外の特定の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから、本号に該当し、非開示とした。また、当該女性福祉相談員は、嘱託員であることから、職員録等で氏名を公にしておらず、本号ただし書Aには該当しない。

## (3) 条例第22条第7号の該当性について

こども家庭支援課が行う相談事業は、相談者自身が強い不安を抱えた中での相談や

緊急的な避難が多いため、情報管理や他専門機関との連携は非常に重要である。申立人本人の相談内容及び相談経過については、開示することにより適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示ではなく、本件個人情報の全部開示を求める。
- (2) 同時期に、こども青少年局南部児童相談所（以下「南部児童相談所」という。）に同様の文書について個人情報本人開示請求をしたところ、本件個人情報の開示部分との差が激しかった。

南部児童相談所では、非開示部分がなく、相談内容や今後の対応など全てが開示されていた。本件個人情報の開示もこの様に希望する。本件個人情報は、非開示部分が多く、事件の概要が全く分からず、女性福祉相談員の記録・対応が明確ではない。
- (3) 条例第22条第2号の該当性については、相談内容及び相談経過を開示することで、申立人本人の生命・健康・生活又は財産を害するおそれはないと、申立人自身が判断する。仮に害したとしても情報公開の責任は問わない。また、「本人の家族がその内容を知る可能性は否定できず」の部分については、申立人の家族が知っても何ら問題がない。既に申立人の家族は詳細を知っているので、そのような可能性は心配ない。
- (4) 条例第22条第3号の該当性については、子が幼児であることから、子に関する情報開示については、母親の申立人が代理請求する。そのために必要な手続きがあるのなら、知らせてほしい。
- (5) 南部児童相談所の相談記録の開示内容のように、事実、何があり、今どのような状況であるのかを明確に示してほしい。本件個人情報に記載されている申立人に関わる情報は、家庭裁判所及び被害届を出す警察署にて、申立人以外の第三者が事実確認・把握をするための書類となり、申立人が実際に暴行を受けたという証拠になるものである。
- (6) 申立人が公的機関に提示するものであり、個人情報として保護され外部に漏れるはずのないものと認識している。証拠となる書類がこのように非開示部分ばかりでは、事実を示すことも被害を立証することもできない。家庭裁判所にて行われる調停で暴力に対する慰謝料請求が認められなければ、今後の母子家庭の生活に不安が募るばかり

りである。

## 5 審査会の判断

### (1) 女性福祉相談事業について

こども家庭支援課では、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第3条及び第4条に基づく婦人相談員である女性福祉相談員（以下「女性福祉相談員」という。）が、婦人保護事業として、女性が抱える家庭・夫婦・経済・男女・性の問題等の悩みや不安についての女性福祉相談に応じ、相談者に対して必要な支援及び保護を行っている。

こども家庭支援課単独でその解決及び救済を行うことは少なく、困難な問題は、神奈川県女性相談所等の関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）との密接、迅速な連携と協力体制の下で、解決を図っている。

### (2) 女性福祉相談票の作成について

女性福祉相談票は、こども家庭支援課で女性福祉相談を受けた場合に、相談対応を行った女性福祉相談員によって作成される。その場合、氏名・居所又は現住所・生年月日等の相談者に関する情報、家族構成、夫・男性の状況などの基礎情報、相談内容（主訴及び内容）等の事項については、相談者以外の第三者に関する情報を含めて、主として相談者から聞き取った内容に基づき、必要に応じて関係機関等に確認した内容を加えて、記載されている。

対応、年月日・記事欄等については、こども家庭支援課における対応・方針・相談者に対する支援、関係機関等についての情報及び関係機関等との連携に関する内容が必要に応じて、女性福祉相談員によって記載されている。

### (3) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人から女性福祉相談を受けた際に女性福祉相談員が作成した申立人に係る女性福祉相談票である。

女性福祉相談票には、受付番号、受付年月日、経路、新規・再来の別、来所・電話・その他の別、氏名・居所又は現住所・生年月日等の相談者に関する情報、相談内容（主訴及び内容）、対応、収入状況、家族構成、夫・男性の状況、子どもの状況、親族の状況、その他、決裁欄、年月日・記事欄等の事項が記録されており、年月日・記事欄には、当初受付年月日からの相談経過及び相談内容のうちの内容の一部が記録されている。

実施機関は、相談内容、相談経過及び女性福祉相談員の印影を条例第22条第2号、第3号及び第7号に該当するとして非開示としている。

(4) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち相談内容及び相談経過を開示すると、相談の性質上、申立人本人の生命、健康、生活を害するおそれがあることから、本号に該当し非開示としたと主張する。一方で、申立人は、本人の生命・健康・生活又は財産を害するおそれはなく、申立人の家族は詳細を知っているので申立人の家族が知っても何ら問題がないと主張する。

ウ 本件個人情報のうち相談内容及び相談経過を非開示とした本件処分の妥当性を検討するため、当審査会で平成27年6月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 女性福祉相談は、DV防止法や国の指針等により被害者の安全確保や秘密保持、本業務に携わる者の不適切な対応による二次的被害が生じない配慮が必要である。平成24年に神奈川県内で起こった女性刺殺事件で自治体職員が個人情報を外部問合せに答えた可能性が指摘されるなど、被害者の個人情報の適切な取扱いは社会的要請である。

(イ) 加害者はあらゆる手段を使って被害者を見つけ出し、連れ戻そうとする。また、加害者から強要された被害者が本人開示請求をして、開示された情報によって再度被害を受けることも想定される。女性福祉相談の記録を開示すると、申立人本人の生命等を害するおそれがあることから本号に該当し非開示とした。

(ウ) 相談内容については、申立人から女性福祉相談を受けた女性福祉相談員が申立人から聞き取った内容を記載している。しかしながら、相談内容からは明らかに危険性がないものとはいえないことから、本件では危険性があると判断した。

エ 当審査会としては、以上の説明を踏まえ、本号の妥当性について次のとおり判断した。

そもそも、条例で規定する個人情報の本人開示請求権は、自己情報コントロ

ール権と称するかは別として、自己の情報の流れを自ら管理するという観点から、個人が実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認することにより、個人の権利利益の保護を具現化するための重要な権利である。そのため、本人開示請求のあった保有個人情報については、当該本人に開示することが原則である。

一方で、本人や第三者等の権利利益、公共の利益等も適切に保護する必要があるが、本人に対して開示しないことは、あくまでも例外の取扱いであり、非開示事由の該当性の判断に当たっては、厳密に解する必要がある。

オ 本件で、申立人自身が行った女性福祉相談が、実施機関においてどのように取り扱われ、記録されているか等、自己の個人情報の開示を求めることは、自己の情報の流れを自ら管理するという観点から、当然に認められる権利である。

一方、女性福祉相談については、DV防止法や国の指針等により被害者の安全確保や秘密保持、当該業務に携わる者の不適切な対応による二次的被害が生じない配慮が必要であるとされている。したがって、加害者が被害者の所在等を探索するために相談者本人以外の家族を通して情報収集を図ること等もあることから、女性福祉相談に係る情報の取扱いには慎重さが求められる。そのため、相談者本人以外の者からの問合せについては、たとえ相談者本人の家族からであっても相談の有無を含めて問合せに応じないなど、特に慎重な対応が求められている。

その上で、更に、相談者本人からの個人情報本人開示請求に対しても、開示しないことが必要と判断される、より詳細な事情があるのか、厳密に解すべきものとする。しかしながら、本件における実施機関の開示・非開示についての説明は一貫しておらず、実施機関の主張する危険性も一般的抽象的なものにとどまり、本件における具体的な危険性の存在を確認できるとはいえず、申立人本人に開示することによって、申立人本人の生命等を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、本件においては、申立人本人の生命等を害するおそれがある具体的な事情があると認めることはできず、本号に該当しない。

#### (5) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により

本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件個人情報のうち相談内容、家族構成及び夫・男性の状況のその他欄について、当審査会が確認したところ、申立人に関する情報と共に、申立人以外の個人の言動や状況などが記載されていることが認められた。当該情報は、申立人以外の個人に関する情報であって、申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

ウ しかしながら、女性福祉相談においては、当該相談業務の性質上、相談者が話した相談内容には、相談者以外の第三者に関する情報が含まれることが多く見受けられ、これらの第三者に関する情報を含めて、相談者自身が行った相談が、実施機関においてどのように取り扱われ、記録されているか等、自己の情報の流れを自ら管理するという観点からは、本人に開示することが不可欠な情報と言える。

また、相談内容に記載された当該情報は、申立人からの女性福祉相談を受け付けた際に、申立人が述べた内容を女性福祉相談員が聞き取った情報が記載されている。したがって、当該情報は、当然に本人開示請求者である申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

実施機関の説明によると、家族構成及び夫・男性の状況のその他欄に記載された情報については、申立人から聞き取った情報であるのか、又は女性福祉相談員が申立人以外から入手したのか明らかでないため非開示にしたとしている。その妥当性を検討するため、当審査会で本件個人情報を見分したところ、家族等の申立人が密接に関係する者に関する情報であって、仮に申立人から聞き取った情報でないとしても、その性質上、申立人本人であれば、知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。したがって、本件個人情報のうち相談内容、家族構成及び夫・男性の状況のその他欄に記載された情報については、本号ただし書アに該当すると判断される。

エ 本件個人情報のうち決裁欄には、当該女性福祉相談票を作成・記録した女性福祉

相談員 2 人の印影が記録されている。当該印影は、申立人以外の個人に関する情報であって、申立人以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

当該女性福祉相談員は、嘱託員であることから、職員録等でも氏名が公にされておらず、本号ただし書アには該当しない。また、当該情報は本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(6) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち相談内容及び相談経過を開示すると適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示としたとしている。

ウ 前記(4)ウの実施機関からの事情聴取では、次のとおり説明があった。

女性福祉相談は、適切な情報管理や他専門機関との連携が業務上不可欠である。女性福祉相談票に記載されているこども家庭支援課における支援方針や具体的な対応、他専門機関との連携に関する情報は、加害者による追跡のヒントになるだけでなく、他専門機関に対する情報入手のために圧力をかける糸口になるおそれもある。開示することにより、適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当し非開示とした。

エ そこで、当審査会としては、女性福祉相談事業の本質を踏まえ、本号の該当性について次のとおり判断した。

前記(4)エで述べたとおり、個人情報本人開示請求において、本人に対して開示しないことは、あくまでも例外の取扱いであり、非開示事由の該当性の判断に当たっては、厳密に解する必要がある。

こども家庭支援課で行われる女性福祉相談事業の特徴は、こども家庭支援課単独でその解決及び救済を行うことは少なく、関係機関等との密接、迅速な連携と協力体制が必要となることから、相談者との間だけでなく関係機関等との信頼関係が必要である。

本件個人情報のうちその他欄及び相談経過として記録された関係機関等についての情報及び関係機関等との連携に関する内容については、申立人本人から聞き取った内容ではなく、相談受付後に、実施機関の担当課及び担当職員において、対応方針を決めて、関係機関等と連絡調整等を行った内容を記録したものである。

その一部であってもそれを開示することにより、こども家庭支援課、関係機関等がどのような方針の下にどのような対応をするかが明らかとなり、これらの情報を開示することは、この信頼関係の構築、維持にとって重大な支障があるものと推察され、今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

また、本件個人情報のうち対応欄には、本件相談についてのこども家庭支援課における支援方針及び具体的な対応の内容が記載されており、これを開示するとこども家庭支援課における相談者に対する必要な支援及び保護、適切な情報管理、関係機関等との連携が困難となり、今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件個人情報のうち対応欄、その他欄及び年月日・記事欄に記録されたこども家庭支援課における支援方針及び具体的な対応、関係機関等についての情報及び関係機関等との連携に関する内容については、開示すると相談者に対する必要な支援及び保護、適切な情報管理、関係機関等との連携が困難となり、今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

オ 本件個人情報のうち相談内容の内容欄及び年月日・記事欄に記録された相談内容については、申立人自身が相談した内容が記録されているものであって、こども家庭支援課における支援方針及び具体的対応、関係機関等に関する情報はなく、今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(7) その他

なお、当審査会としては、実施機関における個人情報本人開示請求者以外の個人に関する情報の開示・非開示の判断について、一貫した判断を行うよう求めるものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第2号、第3号及び第

7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、条例第22条第2号、第3号及び第7号に該当しないため当審査会として開示すべきと判断した部分

該当欄	該当箇所
相談内容のうち内容欄	全て
家族構成	1行目から4行目までの全て
夫・男性の状況のその他欄	1行目から4行目までの全て
年月日・記事欄	1行目の全て 2行目4文字目から31文字目まで 3行目及び4行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字と数えるものとする。

表に係る罫線は、行数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年11月25日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年12月15日 (第179回第三部会) 平成27年1月8日 (第261回第一部会) 平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年3月12日 (第265回第一部会)	・審議
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・審議
平成27年5月28日 (第269回第一部会)	・審議
平成27年6月11日 (第270回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年6月25日 (第271回第一部会)	・審議
平成27年7月9日 (第272回第一部会)	・審議
平成27年7月23日 (第273回第一部会)	・審議
平成27年8月27日 (第274回第一部会)	・審議
平成27年9月10日 (第275回第一部会)	・審議
平成27年10月8日 (第276回第一部会)	・審議
平成27年10月22日 (第277回第一部会)	・審議
平成27年11月12日 (第278回第一部会)	・審議
平成27年11月26日 (第279回第一部会)	・審議